

固定資産税評価額通知書の交付廃止 及び取扱い変更に関するお知らせ

現在、不動産（土地・建物）の所有権移転登記等の申請の際には、桐生市から無料で発行される固定資産税評価額通知書を添付していただいているところですが、桐生市と前橋地方法務局桐生支局との間における電子データによる地方税法第422条の3の規定に基づく通知が開始されることや桐生市の基幹系システム標準化に伴い当該通知書が発行できなくなることから、令和7年12月19日をもって廃止されることとなりますので、お知らせします。令和7年12月22日からは、前橋地方法務局桐生支局が発行する固定資産評価証明書交付依頼書を桐生市に提出することで、無料の評価証明書（登記用）の交付を受けることができますので、必要な方は御利用ください。

所有権移転登記等の申請をする際の登録免許税の課税価格（不動産の評価額）につきましては、桐生市が発行する固定資産税納税通知書に添付の課税明細書のほか、固定資産評価証明書や名寄帳の写し等でも確認することができます。

なお、未評価土地等（公衆用道路などの評価額がない土地、年度途中で地目が変更された土地など）は、登録免許税算定のために近傍地価格が必要となるため、桐生市発行の評価証明書等の備考欄に記載が必要となります。近傍地価格については、桐生市税務課（電話0277-48-9009）宛てお問い合わせください。

また、所有権移転登記等を申請する際には、課税価格（不動産の評価額）の算出に使用した書面の写しの添付に御協力をお願いします。

※無料の評価証明書（登記用）は原本を提出していただきます。

おって、所有権移転登記等を申請されるに当たり、御不明な点がございましたら、前橋地方法務局桐生支局（電話0277-44-3526（代表））宛てお問い合わせください。

令和7年11月25日

前橋地方法務局